

平成27年度事務事業評価対象事業の今後の方向性一覧

No.	事業名	課名	事業の目的・目標	外部評価	市の最終的な方向性
1	広報事業	秘書広報課	市からの行政情報やイベント情報などを、的確にわかりやすくまとめ市民に提供する。 市民相互の交流を促進する情報を提供する。	スマートフォン、ツイッター、フェイスブックなどを活用した情報の発信は、コスト面を意識しつつ引き続き有効活用を図っていくこと。また、広報紙については見易さを追求した情報提供の在り方を検討するほか、配布方法については、地域コミュニティの必要性を含め引き続き検討するとともに、町会加入率が100%になっていない中での全戸配布ができるよう検討をすること。	対象・手段等の見直し 引き続きICTを活用した情報発信を充実させていくとともに、広報紙の見易さを追求した情報提供の在り方について検討すること。また、配布方法については、地域コミュニティの必要性を勘案しつつ、コスト面や全戸配布を考慮した委託化の可能性について検討すること。
2	法規審査事務事業	総務課	分権による権限移譲、市民ニーズの変化等に的確に対応するため、職員の法制執務・政策法務能力の更なる向上を図る。	外部評価対象外	現状どおり継続 例規支援システムは、条例等の検索をはじめ利用頻度が多いため、研修の実施は継続とするが、実践に活かせる研修内容の検討を行うこと。
3	人事管理・研修事業	職員課	各種研修を実施し、意識改革や能力向上を図ることにより、質の高い行政運営を推進することができる職員を育成することを目的とする。	新たな視点を持ちながら、複雑化した社会に対し専門性を高める研修が必要である。非常勤嘱託職員も多いことから、非常勤嘱託職員に対する研修もしっかり行う必要がある。部署ごとに必要なスペシャリストを育成する研修も検討するほか、昇任試験については、モチベーション向上に資する研修が必要である。	対象・手段等の見直し 高度化・多様化している市民ニーズに対応するため、専門性を高める研修を行うとともに、職員のモチベーション向上に資する研修について研究していくこと。また、非常勤嘱託職員等も多いことから、非常勤嘱託職員対象の研修について、引き続き充実に努めること。
4	公共施設維持管理事業	管財課	対象の管理・活用（管理について施設修繕は除く）。マネジメントの観点を取り入れつつ、必要に応じて処分も行い経費の節減と自主財源確保を図っている。	市有財産の処分については、今後ともオークションを効果的に活用するとともに、保険については、引き続きコストを意識した加入に努めること。 公共施設の総合管理計画は、ファシリティマネジメントの観点から早い段階で策定すること。普通財産に関しては、長期的・戦略的に活用するとともに、財産化できない土地については、市民の憩いの場として活用する視点も必要である。また、施設の統廃合については、地域の声を十分に考慮し検討すること。 なお、この事業の名称について、業務内容に沿った名称がよいと考える。	重点化 市有財産の処分については、今後ともオークションを効果的に活用するとともに、保険については引き続きコスト面を意識した加入に努めること。 公共施設総合管理計画はファシリティマネジメントの観点から策定するとともに、普通財産については、長期的・戦略的に活用すること。 なお、事業名については、平成28年度より「市有財産管理活用事業」とする。
5	市民参加・協働推進事業	協働推進課	市民の知恵と力を生かした豊かな自治の実現のために、市政への市民の参加を進め、市民と市が相互の信頼関係を築きながら協働によるまちづくりを行っていくことを目的とする。	外部評価対象外	重点化 市民参加・協働によるまちづくりをさらに推進するため、「協働事業提案制度」を周知徹底し、積極的に事業を推進すること。
6	公害防止事業	環境課	市民の生活環境の保全と、健康の保護を図るため、市内における環境指標物質や人体に有害な物質などを調査・測定し、公表する。また、測定の結果、測定値が環境基準を大幅に超えた地点がある場合や市民からの通報等により調査すべき事例が発生した場合は、関係機関と連携を図りながら調査を行い、発生源の原因究明と原因者に改善を行うよう指導を行っていく。	公害問題は地域の共通課題であることから、市民に分かり易く情報提供を行うとともに情報共有を図ること。また、委託については、効率的な運営を行うため、委託範囲の検討を行うこと。	対象・手段等の見直し 公害問題は地域の共通課題でもあることから、市民に分かり易く情報提供を行うとともに情報の共有を図ること。また、公害分析の委託については、都市整備による環境変化を加味した委託範囲を検討すること。
7	放射線等対策事業	環境課	東日本大震災による福島第一原子力発電所での事故を受け、市民が安心して生活することができるよう、空間放射線量の測定を実施する。	外部評価対象外	現状どおり継続 市民が安心して生活できるよう継続して調査するものとする。ただし、公園などの新設施設は、新たな測定箇所とするなどの配慮をするとともに、現在の実施体制や測定の在り方など費用対効果を検証すること。
8	ごみ減量化推進事業	環境課	集団資源回収…資源の再利用、ごみの減量化を及び集団で組織的に行う資源回収を通じ、地域コミュニティの醸成と環境にやさしい街づくりの推進を目的とする。 定期資源回収…ごみ集積所に排出される資源ごみの回収を奨励制度により推進し、資源回収業者の育成と財政負担を抑えることを目的とする。	外部評価対象外	現状どおり継続 ごみの減量化・資源化に対する市民向けのPRを強化するとともに、引き続き資源回収を通じた地域コミュニティの醸成を図りながら、環境にやさしい街づくりの推進を図ること。
9	ふじみ野交流センター生涯学習事業	ふじみ野交流センター	多世代にわたる市民が、より心豊かに生きがいのある暮らしを実現できるように、各世代に向けた生涯学習講座や地域交流イベントを地域住民や施設利用団体、地域団体等の協力を得ながら企画、実施する。	外部評価対象外	現状どおり継続 生涯学習事業については、引き続きニーズ把握に努め実施するとともに、事業実施後の満足度を図り、より効果的に事業を推進していくこと。また、地域の拠点施設として、引き続き新・旧住民の交流促進に繋がる事業を実施すること。

No.	事業名	課名	事業の目的・目標	外部評価	市の最終的な方向性	
10	鶴瀬西交流センター生涯学習事業	鶴瀬西交流センター	交流センターが、市民相互の交流と生涯学習の推進を図り、ふれあいと地域の活力ある地域づくりを進めることを目的として設置されていることから、地域住民の活動と交流の場を提供・支援するとともに、講座や各種行事を地域住民・関係機関と連携して実施し、活力あるまちづくりを目指す。	外部評価対象外	現状どおり継続	生涯学習事業については、引き続きニーズ把握に努め実施するとともに、事業実施後の満足度を図り、より効果的に事業を推進していくこと。また、10月に設立した地域まちづくり協議会と連携を図り、新たな事業実施に向けて取り組んでいくこと。
11	戸籍事務事業	市民課	本籍人の戸籍の編製、戸籍謄・抄本による身分事項の公証	外部評価対象外	現状どおり継続	戸籍事務は、専門的な知識と経験が必要であることから、研修やOJT、事務マニュアルなどを活用した人材育成を図ること。
12	人権推進事業	人権・市民相談課	あらゆる人権問題に関する教育や啓発により一人ひとりがお互いの違いを認め合い、尊重し合える社会を目指す。	外部評価対象外	対象・手段等の見直し	多様化する人権問題については、今後も近隣市町や関係各課等と調整を図りながら対応していくこと。また、研修等については市民の参加を促す取り組みを改めて検討するとともに、積極的に啓発をしていくこと。
13	青少年健全育成推進事業	子育て支援課	青少年健全育成のための環境づくりを推進する。 青少年関係団体を支援する。	まずは本事業を実施する目的や目標を改めて考えることが必要ではないか。貴重な税金を再配分している事業という観点で考えれば、明確な根拠や意義があることを再度確認する必要がある。 事業を開始した昭和50年代から活動内容はほとんど変わっていない団体もあるのではないかと。補助があるから事業を続けているということでは本末転倒であり、有益な活動をしている団体に対して補助をすることが本来のあり方ではないか。 本事業が青少年の健全育成にどれくらい寄与しているのか、活動に対する結果ではなく成果としてきちんと評価することができる指標の設定が重要である。	対象・手段等の見直し	青少年の健全育成は、事業の目的・目標を明確にし、効果を検証するとともに、わかりやすい成果指標を設定し、客観的な評価ができるようにすること。 補助金は、事業の目標達成に寄与する取り組みに対して交付することから、各団体の活動内容が事業目標の達成に寄与するものとなっているか、その補助の必要性も含め、改めて検証すること。
14	保育所入所児童委託事業	保育課	保護者に代わり、保育を必要とする就学前の児童の保育を行うことで、保護者の仕事と子育ての両立を支援するとともに、児童の健全な発達を図り、併せて待機児童の解消を図る。	外部評価対象外	現状どおり継続	待機児童の解消と併せて、保留児への対応も見据えた保育需要を見込みながら、計画的な民間保育所の整備を検討すること。 施設の老朽化が進んでいる公立保育所については、民間保育所の整備と併せて、今後の方向性を検討すること。
15	放射線等対策事業	保育課	東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故発生に伴い、食材への不安が広がる中、安全性を確認するために、調理して児童に提供している給食の放射性物質測定を実施している。	外部評価対象外	対象・手段等の見直し	他の自治体で実施している簡易測定器による検査方法との比較検討を行い、より効率的な実施方法の検討を進めること。 国の動向等を踏まえ、検査の継続についても検討すること。
16	生活保護費支給事業（扶助費）	福祉課	日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。	外部評価対象外	現状どおり継続	離職後における就労支援を早期の段階に行い、自立に向けた取り組みを進めること。 後発医薬品の利用を促進するため、医療機関への働きかけを行うとともに受給者への周知啓発を行い、医療費負担の軽減に努めること。
	生活保護費支給事業（扶助費以外）	福祉課	日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。	外部評価対象外	現状どおり継続	生活保護受給者の自立支援に向け、面接相談員及び就労支援員によるきめ細やかな対応に引き続き取り組むこと。 生活サポートセンター☆ふじみとの連携により生活困窮者の自立支援に取り組むこと。
17	特定疾患見舞金支給事業	障がい福祉課	特定疾患患者（難病患者）の居宅等における療養生活を支援するため、見舞金を支給する。	外部評価対象外	対象・手段等の見直し	特定疾患患者の療養生活支援が目的であることから、対象となる方にくまなく支給ができるよう、様々な周知方法を組み合わせ対応すること。 現行の実施方法とシステム導入による実施方法のコストを比較しながら、支給事務の効率化に向けた検討を進めること。
18	重度心身障害者医療費支給事業	障がい福祉課	重度心身障がい者の医療費の一部を助成し、経済的負担の軽減と適切な医療を確保する。	外部評価対象外	現状どおり継続	今後も対象者の増加が見込まれることから、非常勤嘱託職員の活用などによる事務費の軽減策を引き続き検討すること。 70歳以上及び後期高齢者医療加入者の窓口払いの廃止は、他の自治体での実施事例等を参考に引き続き検討を進めること。

No.	事業名	課名	事業の目的・目標	外部評価	市の最終的な方向性	
19	障害者自立支援推進事業	障がい福祉課	障がい者の就労に関する相談を受ける身近な相談機関として、就職活動の支援、就職後の定着支援などを通し、障がい者が自分に合った仕事をみつけ長く働き続けられることを目標とする。	外部評価対象外	現状どおり継続	障がい者の就労支援の身近な相談機関として、登録者数及び相談件数が着実に増加していることから、引き続きめ細やかな相談対応に取り組むこと。 障がい者の就労を取り巻く状況の変化に応じた就労支援員のスキルアップや相談件数等に応じた体制の充実について検討すること。
20	自立支援給付事業	障がい福祉課	障がい者・障がい児が居宅での介護サービスを受ける、または障がい者支援施設に入所または通所して必要な介護や訓練を受けるほか、作業を通じて障がい者の自立や生活状況の改善及び維持を図ることを目的とする。	外部評価対象外	現状どおり継続	引き続き対象者が必要なサービスを確実に受けられるように、既存の相談支援事業所及び入間東部相談支援センターと連携を図り、サービス等利用計画を作成する相談支援事業者の体制の充実に取り組むこと。
21	介護保険利用料補助事業	高齢者福祉課	低所得者が、利用料の負担を理由に、必要な在宅介護サービスの利用を控えることのないよう利用者負担額の一部を補助し、経済的負担の軽減と在宅サービスの利用の促進を図る。	外部評価対象外	現状どおり継続	低所得者の在宅介護サービス利用促進が目的であることから、対象となる方にくまなく支給ができるよう、ケアマネジャーによる直接的な周知など様々な方法により対応すること。 申請件数の増加に対応するため、サービス利用者に支障が生じない範囲で、交付事務の効率化の検討を進めること。
22	介護保険事業（特会の総務費、保険給付費）	高齢者福祉課	加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを目的とする。	介護保険料の収納率向上につなげるため、介護保険制度の仕組みをわかりやすく情報提供し、給付と負担の関係を対象者に理解してもらう取組みを進めること。 平成29年度の総合事業開始に向け、利用者に不安を与えないような報酬設定とするなどの対応を進めること。 業務量の増加に対応するため、認定事務の外部委託化や臨時職員による対応など、事務の効率化を検討すること。 介護施設も将来的には余剰施設となることも考えられるため、保険料負担が膨らむことの無いよう、長期的な視点で整備を検討すること。	重点化	介護保険料の収納率向上につなげるため、平成29年度開始の総合事業も含めて制度の仕組みをわかりやすく情報提供し、サービス給付と保険料負担の関係を理解してもらうよう努めること。 業務量の増加に対応するため、認定事務の外部委託化や臨時職員による対応など業務の効率化を検討するとともに、新規の重要業務に対応するための体制の充実を検討すること。 介護施設の建設は、保険料への影響も考慮しながら長期的な需給状況を踏まえた整備の検討を進めること。
23	介護予防事業（特会の二次予防事業）	高齢者福祉課	二次予防事業対象者（生活機能の低下がみられる方）が、要介護状態になることを予防し、活動的で生きがいのある生活を送ることができるように支援する。	外部評価対象外	対象・手段等の見直し	介護予防の対象となることが見込まれる方の把握については、民生委員や高齢者あんしん相談センターによる訪問など、これまでの地域ネットワークを活用し、効率的に進めていくこと。 制度の改正に合わせた介護予防教室のあり方について、高齢者あんしん相談センターとも協議をしながら見直しを検討すること。
24	包括的支援事業（特会）	高齢者福祉課	高齢者あんしん相談センターが地域包括ケアの中核機関として、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるように、心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な支援を行うとともに、地域のネットワークを構築し、総合的・包括的・継続的に支援する。	高齢者あんしん相談センターは、電話相談に応じて自宅まで訪問してくれるほか、日中の業務時間以外も緊急対応を含めて24時間対応しているということを広く周知することで安心感につながる。 センターへの委託料は出来高制とすることで、より適正な事業運営に取り組んでもらえるのではないかと。	現状どおり継続	高齢者あんしん相談センターの役割をわかりやすく周知するとともに、休日や夜間の緊急対応なども含め、いつでも相談できる身近な存在であることをアピールして認知度を高めていくこと。
25	健康診査事業	健康増進センター	がん検診の実施により、がんの早期発見、早期治療につなげていく。	医師会との連携や集団検診のあり方の見直しなどにより、受診率の向上を目指すこと。 受診者負担が低ければ受診率が上がるほど単純なものではないので、検診の重要性を地道に周知・啓発することが重要である。 がん検診の受診者に対して適正な受益者負担を求めることについて検討すること。 がん発見率に対する検診コストが高いように感じる。胃がんリスク検診で目途をつけてから精密検査を受ける方が効率的であり、医療保険も適用される。	対象・手段等の見直し	個別検診が必ずしも受診率の向上に結びついていない自治体もあるため、本市の実情に合った検診方法について引き続き検討を進めること。 容易な検査で胃がんを発見できる胃がんリスク検診は、一定の効果が認められることから、引き続き医師会との連携により推進していくこと。
26	地域保健医療整備事業	健康増進センター	効率的な医療供給体制の整備と市民の要望に適應する医療サービスの充実を図る。また、各団体の円滑な運営と医療技術の向上を図るため、調査・研究の経費等運営事業に対する助成を行い、地域医療体制の充実を図る。	外部評価対象外	現状どおり継続	市が担うことのできない休日夜間における医療サービスの提供に寄与する事業であることから現状どおり継続とする。 地域医療機関の整備・増床等の状況を踏まえ、小児科の時間外及び休日救急診療のあり方について医師会と協議を進めていくこと。
27	秩序ある土地利用推進事業	まちづくり推進課	計画的な市街地の形成と自然環境の保全を行うため、法令や土地利用構想に基づき、地域ごとの特性に応じた土地利用の規制・誘導を行う。	外部評価対象外	現状どおり継続	土地利用の推進にあたっては、これまでと同様に丁寧な説明と情報提供を行うとともに、市民との協働によるまちづくりを推進していくこと。

No.	事業名	課名	事業の目的・目標	外部評価	市の最終的な方向性	
28	緑化推進事業	まちづくり推進課	環境や景観的に優れており、住環境の維持・向上に寄与するものと判断される山林等の緑地を、次世代に継承すべく、緑地保全基金等の活用により保全を図る。	外部評価対象外	現状どおり継続	緑化保全については、引き続き計画的に進めていくこと。また、他市町を参考にするなど研究すること。
29	鶴瀬駅西口土地区画整理事業（一般会計・特別会計）	鶴瀬駅西口整備事務所	鶴瀬駅西口の駅周辺22.5haについて、都市基盤整備と宅地の利用増進を図り、快適かつ機能性の高いまちづくりを進める。	外部評価対象外	現状どおり継続	引き続き残された課題に取組み、地権者への粘り強い交渉による協議理解に最大限努めるとともに、法に基づく措置等を含めた検討を図り、事業の早期完了を目指すこと。
30	水田農業構造改革事業	産業振興課	米の生産を抑制することで生産量を調整し、米価の安定や米需給の均衡を図るとともに、生産を抑えた米を他の作物に転作させることで、食料安全保障への貢献及び地域の適作の推進を図り、計画的な米の生産・集荷の推進をする。	外部評価対象外	現状どおり継続	国の動向を注視しながら、農業者への適切な情報提供に努めること。
31	農業経営基盤強化対策事業	産業振興課	富士見市の若手農業者の育成及び確保と併せ農業後継者の支援を行い、地域農業の育成・農業環境の整備等により将来にわたる農業経営基盤の充実を図る。	この事業は、農業を始めるにあたって莫大な設備投資がかかるなど難しい面がある一方、若手農業者育成と農業後継者支援が目標であり、そのための補助である。目標達成するための戦略を策定し、ブランド化や補助の見直しを進めていくべきではないか。	対象・手段等の見直し	若手農業者育成と農業後継者支援は重要な事業であることから、目標達成に向け戦略を立てて取り組んでいくこと。その一つとして農産物のブランド化などは有効であることから、研究ではなく実践に向けて民間の力を活用しながら進めていくこと。
32	農地・水・環境保全向上対策事業	産業振興課	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進する。	外部評価対象外	現状どおり継続	今後も国の動向を注視するとともに、地域の農業環境を維持・改善するための自主的活動が実施できるよう、地域と協議を進めていくこと。
33	幹線道路整備事業	道路治水課	国道や県道を補完する市が管理する主要な道路（1,2級幹線）の拡幅や線形などの改良により道路網を整備し、誰もが安全で快適に利用できる道路づくりを行う。	外部評価対象外	現状どおり継続	生活に直結する道路整備は市民要望も高く、かつらばーとの開業を受け交通環境に変化があったことから、早急に「交通環境改善計画」などの整備計画を策定し、幹線道路の整備推進を図ること。
34	採納道路整備事業	道路治水課	寄附採納を受けた道路の整備を行い、安全、安心な道路づくりを進める。	外部評価対象外	現状どおり継続	今後も地権者から一括採納を受けた私道については、市が道路整備・管理を行うとともに、安心・安全な道路づくりを進めること。
35	住宅市街地総合整備事業	道路治水課	鶴瀬第2団地の建替え事業に併せ、鶴瀬西・上沢地区の道路整備を行い、都市環境の向上を図る。	外部評価対象外	現状どおり継続	平成27年度の事業完了に向けて、鋭意努力をすること。
36	火葬場関連整備事業	道路治水課	火葬場・斎場の整備（平成20年開設済み）に伴う周辺環境整備を入間東部地区衛生組合の依頼により行う。	外部評価対象外	現状どおり継続	地権者の同意を得られるよう引き続き交渉を行うとともに、計画的に整備を行うよう努めること。
37	駅前自転車対策事業	交通・管理課	駅及び駅周辺の放置自転車問題の解消に向け、放置自転車対策を講じ、駅前広場等の良好な環境の確保及びその機能の低下の防止、自転車等の利用者の利便の増進を図る。	外部評価対象外	現状どおり継続	各駅口ごとの現状をさらに分析し、より効果的な放置自転車対策を推進すること。
38	道水路台帳整備事業	交通・管理課	公共物（道水路）を適切に管理するには、公共用地の測量を計画的に進める必要がある。既に測量した地域の変動による情報等も反映させる。これにより公共事業、境界復元の円滑化が見込まれる。また道路の延長及び面積は普通交付税算定の基礎となっている。	道水路台帳整備は、長い期間を要する事業であり、自治体の基盤となる面積を確定する重要な事務であるがゆえに効率的・効果的な運営に取り組む必要がある。今後は一括発注としている業務委託について、測量調査とデジタルマッピング作業を分割するなどその発注方法について見直しを図ること。また、事務フローを再検討し職員負担の軽減を図り効率性の向上も併せて実施すること。	対象・手段等の見直し	道水路台帳の整備は、まちづくりの基盤となることから、今後も100%の座標管理に向け事業を推進すること。また、業務委託については、競争入札や分割発注などの手法を検討、導入するとともに、台帳整備の期間の短縮を図るよう努めること。
39	建築指導事業	建築指導課	建築主及びその代理者に対して、市内に建築される建築物等について事前に建築関連法令に関する相談や建築確認審査を行い、建築物の工事完了後の検査を行うなど、未然に違反建築物を防止し、安全で適法な建築物の建築を推進することで、住みよいまちづくりに寄与する。	外部評価対象外	現状どおり継続	今後とも、違反建築物の未然防止に努めるとともに、完了検査率の維持・向上を図りながら、適切な事業推進に努めること。